

# 小田原市のニホンザルの駆除に反対する

2021年10月18日

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県庁知事室

知事 黒 岩 祐 治 様

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階  
植田法律事務所

THEペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博

電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

精神保健福祉士

村 本 知 子

## 申入の趣旨

- 1 神奈川県は、小田原市に生息するニホンザルのH群を全頭捕獲して完全駆除の方針を固めたとの報道がされているが、これに強く反対する。  
サルと共に共生をはかる措置を求める。
- 2 本意見書に対する神奈川県のご回答を求めます。
- 3 本意見書はTHEペット法塾のホームページに掲載を致しますが、神奈川県からのご回答を頂きましたときは、そのご回答も同ホームページに掲載させて頂きます。

なお、同旨の申入書は、2021年9月28日付にて、小田原市に対しても発出をし、  
申入れをしております。

## 意見の理由

- 1 小田原市は「市に生息するニホンザルのH群を全頭捕獲して駆除の方針を固めた。その理由は、農業被害や人への被害による」との報道がなされた。
- 2 小田原市のサルの生息と被害
  - (1) 神奈川県内のニホンザルの生息は、1924（大正12）年から確認され、1950年代

には湯河原周辺の観光道路を中心に野猿公園が開園された。サルの餌付は、いわば人が観光に利用するためであった〔神奈川県、日付不明〕。「お猿のかごや」という童謡の歌詞の中に、

「エッサ エッサ エッサホイ サッサ お猿のかごやだ ホイサッサ 日暮  
れの山道 細い道 小田原提灯ぶら下げて一」

有名な童謡で、小田原の名前を全国に知らしめた歌である。

## (2) サルの減少、絶滅の危惧と、サルの生活環境

小田原市に生息するサルの数は、2003年156頭であったものが、2020年には75頭と、約半数に減少した〔神奈川県〕。

野生動物の生きる食べ物がない。宅地化や人の開発などにより生息領域が狭められ、サルの生活環境が破壊されていると考えられる。山は人の手が入り、餌となる紅葉樹林を無くし、杉檜など針葉樹林にされて、生存環境の縮小の中で野生動物の生存環境は厳しい。

## 3 人の被害とは何か。

(1) 神奈川県西地域のニホンザルの頭数が減少しているにも拘わらず、ニホンザル被害が増加して駆除するとされることに合理性が認められない。わずか、数十頭のサルまで殺害してはサルは絶滅する。

(2) 人の被害のみを言って、サルの駆除・排除・殺害、絶滅は許されるか。

① 小田原市がニホンザルH群の全頭捕獲による完全駆除を決めた理由は、農業被害や人への被害の規模が大きいことにあるとされる。2019年のH群検討報告会の資料によれば、H群による人の生活・人身被害は40件から60件の規模で推移してきたとされる。他方、報道では、被害件数は2020年で、「半年間で4千件近くあった」とされる〔神奈川新聞、2021〕。どちらが真実か。被害の内容や報道は、信頼性に欠けると共に、いい加減な過大に被害が計上がされていると考えられる。被害の内容がどのような調査に基づくものか、被害内容が信頼性に乏しい。

具体的なサルの被害は認識されていない。

サルを駆除・排除することの利権や意向が優先して、被害の数字が適当に利用されていると考えられる。

② 被害自体の土台は縮小している。

小田原市の農業人口は2000年で3546人、2015年では1958人で、うち65%は兼業

農家である。2015年の経営耕地面積は1073haで、20年前と比較すると42%の減少、10年前と比較すれば17%の減少となっている。被害の土台となる農業自体が大きく縮小している。

サルを駆除・排除する農業被害は少なくなって、サルを駆除・排除する必要性は少なくなっている。

農業者の高齢化、労働力不足も進み、70歳以上の割合は、神奈川県では46%、小田原市では52%に上る。農業の衰退は明らかである。即ち、農業面積も農業人口も減っており、これは、手入れが行き届かない、あるいは放棄される耕作地の増加を招いている。〔小田原市、2020〕〔H群検討会、2019〕

農業被害と言いつつ、農業自体が減少をし、十分な農地管理が出来ずに、餌を求めるサルが、管理が不十分な農地に出てきていると言える。果たして、人間の都合でこのような農地のために、サルを殺害することが許されるであろうか。

あまりに、人間中心で、サルの殺害をすることは、動物愛護管理法の動物の命と人と動物の共生の原則（動愛法2条1項基本原則）に反して、動物の命に対するみだりな殺傷（動愛法44条）といわざるを得ない。

### ③ サルの生存環境が奪われている。

サルは食べ物がなくては生きていけない。サルの生息地に食べ物がない。人間の活動領域が宅地開発などで広がり、即ちサルの生活領域が人によって浸食され、人と野生動物の境界線をあいまいにし、サル被害は、人間の生活圏内に侵入しやすい環境に変わってきたことは客観的に事実と言える。

また、上記の事実から、農業従事者の減少と高齢化、少子化による耕作地の管理が十分に行われないことが、結果、農地管理ができないことにより、被害発生の原因となっている要因と考えられる。

サルの行動の変化というより、人の活動がサルの被害を招く要因の一つと言える。被害の防止は、サルを殺害することではなく、人が被害防止の措置が必要と言える。

### (3) 小田原市のサルの駆除の歴史

小田原市には、西湘地域に、個体群に属するS群とH群が生息していたが、S群については、4年がかりで地元獵友会と市役所が獵銃と罠による全頭駆除作戦が開始され、2021年2月に最後の1匹が罠による捕獲で駆除されたとの報道があった。

このように小田原市は執拗にサルの殺害を推し進めてきた。日本人とニホンザルの縁は深く、日本人の童話や童謡に登場をする。誰しも、サルの殺害を悲しまないものはないであろう。人の、動物の命に対する残酷さ、非道を痛感する。

#### (4) 小田原市におけるサル被害への対策

人が、自己の生命、身体、財産、迷惑、さらに不安、恐怖などを主張すれば、他の動物は人が迷惑など不都合な場面では、他の動物を駆除・排除して良いのか。

それでは他の動物は絶滅する。他の動物が絶滅するような環境では、地球では、生きもの人間も生存も危うい。

小田原市におけるサル被害への対策としては、H群については、サルの出没時に、追払い隊が煙火などでニホンザルを追い払う方法がとられていたという。しかし、サルの生存環境を奪っておいて、サルを出没場所から一時的に遠ざけたとしても餌を目当てに舞い戻ることは必然と言える。

#### (5) 箕面市の対策例

サルの人的・物的被害の対策については、大阪の箕面市の例においては、箕面山に生息していたサルの餌付けが進み、人に馴れるにつれ、人家への侵入や土産物店を荒らすなどの被害が出るようになった。箕面市はその解決のために、箕面山の自然公園を閉園した。1977年から13年間にわたり調査委員会が、新しい餌場を設け、そこにサルが本来の野生生活に必要な実のなる木を植えることで、給餌量の減量に伴う不足食料分を自然採食により補うことができるようとした。さらに不足する分は山の中の決められた場所に小麦などの餌を配置する対策を講じた。これにより、猿害被害は激減した。

#### (6) サルは、絶滅危惧種であり、保護されるべき存在である。

また、小田原市のニホンザルは、箕面のさると同様に、小田原市のシンボル的存在であった。サルと日本人の関係は童話を含めて緊密な関係である。

小田原市によるH群の検討報告書には、箕面市の例を参考にする記述はない。

小田原市においては、サルが大きく減少する中で、箕面市におけるようなサルとの共存共生を念頭においたサルの生存環境を保全する措置が検討されずに、サルを殺害する措置しかなされていないと考えられ、これは批判されるべきである。

### 4 サルの駆除の法律違反

#### (1) 動物法の基本法は動物愛護管理法である。動物の命と人と動物の共生が、基本

原則である（動物愛護管理法1，2条）。動物の定義はない。野生動物も当然含まれる。野生動物は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）であり、2014年（平成26年）に、鳥獣保護法は2014年（平成26年）の改正で法律の名称を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改名した。

## (2) 日本、日本人の野生動物の駆除・排除

農業人口の減少の中で、農業被害が発生、林業被害が発生しているなどと言って、人の生命、身体、財産の侵害、不安等を理由に、熊は駆除される。サルは、童話にもあり、日本のどこにでもいた。今、小田原のサルは駆除・殺害されようとしている。比良山（京都と滋賀の間の山系。）のサルの群れはかつてに比べると大きく減少していると言われる。シカ、イノシシらの駆除・殺害、野生動物のジビエ料理の宣伝など。国の助成金をもって野生動物の駆除・殺害が進められる。

日本の野生動物の、人による自然支配、管理は、格段に進んでいる。サル等によって人が殺されるような事件は発生しない。人間の都合の被害のみで野生動物の殺・生が決められている。日本で棲息して共生する野生動物が生きるために行為自体が人の被害とすれば、野生動物は生きていけない。野生動物の生存環境は限定され、野生動物の生息数が管理され、野生動物はモノとして扱われている。

動物も人と同じ命を有する生きものである。動物が生きることの配慮はなく、人間の被害だけが強調されでは、野生動物の生存はおぼつかない。

人は、他の動物と同様に地球上の動物である。動物の命と人と動物の共生、土台は動物の命と共生である。

野生動物の動物環境が奪われている。

他の動物が生存出来ないような場において、人間という生きものの生存環境の環境破壊が進んでいると言うべきである。野生動物の生存ができないところでは生きもの人も生存が困難と言うべきである。

## (3) 世界では、動物との共生を含めた他の生物の生存の環境の保持、動物の生活を守るためのアニマルウェルフェア、地球と自然の持続可能な実現が潮流となっている。実験動物の化粧品の取引を禁じるEU規制、毛皮の輸入、毛皮目的の動物の飼育に対する規制、産業動物のアニマルウェルフェアが必要と言われている。野生動物も生きものとしての生活環境が保持されるべきである。

動物との共生とは、人にとって都合の悪いものでも、人と同様に他の動物は人と同じ地球上の生きものである。他の動物が生きられない環境は、人も生きられない環境である。動物との共生の道を探るのが世界の環境保護の考え方である。

## 5 サルを殺害しないことを求める

ニホンザルを観光資源の対象とすることは、その役割がなくなれば駆除の対象とされることは、人の身勝手で許されないことである。今回のサルを殺害する小田原市、小田原市民のイメージを大きく損なう。日本だけではなく世界に、虐殺を行う市として、小田原市のみならず日本のイメージを損なう。人と動物が共生する社会を目指す世界の潮流に反するものであり、取られるべき方策ではない。

人と同様に、サルは、感受性、愛情、信頼、恐怖、不安、憎悪などの感性を持ち、生きものとして、地球上に生きる権利を有する。日本の童話は、「桃太郎」、「さるかに合戦」、「花咲かじじい」など、人と動物の共生の歴史は長い。「肉食禁止」「仏教の輪廻」の文化の思想で、日本人は動物と共生してきた。人の都合で、サルの命を奪うことはサルに対する残酷・非道な行為で、動愛法1条、2条の、動物の命と動物との共生に違反する違法な行為である。

人も地球上の動物である。他の動物とは同じ命をもった地球上の生きものである。命をゴミに扱う日本の行政、日本の文化は、人の命にも向けられるものである。

動物への扱いを見れば、その国、社会の、人への扱いが分かると言われる。その国、社会の、命や、人権、平和の心が分かる。動愛法1条の精神である。

## 6 神奈川県に対して

神奈川県は、犬猫殺処分行政を全国に先駆けて零とした。動物愛護法44条の所有者の有無に拘わらず愛護動物として命を守っている。古来から人の近隣にあって、人間に近いサルの命を、人間の都合、利権のみで殺害することは、人として許されないことと考える。人の豊かな生活とは、他の動物との共存が必要であり、人の都合のみで殺害することは誤っている。

神奈川県に対してサルの殺害がされないことを強く求める。

以上

## 参考文献

- H群検討会. (2019). H群検討会報告書. H群における追い払い等の取組の検証及び今後の対応に係る検討会.
- ニッポン自然紀行. (2003年1月23日). 世界で唯一、温泉に入るサル (長野県山之内町) . 参照先: : <https://www.eic.or.jp/library/pickup/040/>
- 環境省. (2016). 特定鳥獣保護・管理計画作成のためガイドライン (ニホンザル編・平成27年度) .
- 小田原市. (2020). 小田原市農業振興計画.
- 神奈川県. (日付不明). 県西地域のニホンザルについて.
- 神奈川県. (日付不明). 神奈川県西湘地域におけるニホンザル追い払い手法. 参照先: [https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozu/higai/h\\_manual/h24\\_03/pdf/data6.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozu/higai/h_manual/h24_03/pdf/data6.pdf)
- 神奈川県環境緑政部自然環境保全部. (令和3年). 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画. 神奈川県.
- 神奈川新聞. (2021年6月21日). 神奈川・小田原のサル「H群」、ついに全頭駆除へ 車たたき、住民威嚇…被害半年で4千件「管理困難」 . 参照先: <https://news.yahoo.co.jp/articles/b020e01678e00bb79c4eb9de905f5c841102afcf>
- 地獄谷野猿公苑. (日付不明). ニホンザルの社会. 参照先: <https://jigokudani-yaenkoen.co.jp/>
- 箕面市. (2019年5月22日). 天然記念物「箕面山さる生息地」のニホンザルについて. 参照先: <https://www.city.minoh.lg.jp/bunkazai/nihonzaru.html>
- 和田一雄. (1997). 野猿公苑の運営をめぐる諸問題：動物の生きる権利と人間活動. ウィルドライフ・フォーラム3 (D : 73–83, 1997.)